

平成30（2018）年12月14日

栃木県教育委員会事務局学校安全課長

「7月5日の説明会に対する再質問書」に対する回答について

平成30年11月12日付け文書にて質問のありましたことについて、別紙「7月5日の説明会に対する再質問書に対する回答について」のとおり回答します。

栃木県教育委員会事務局
学校安全課 主幹

7月5日の説明会に対する再質問書に対する回答について

回 答
<p>【8-1】 「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」については、県高体連宛てに送付するとともに、県立校長宛てに通知し、管理下の職員等に周知するよう依頼したところであり、学校長から顧問や生徒へは周知されております。</p>
<p>【9-1】 「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」のホームページアドレスは、次のとおりです。 http://www.pref.tochigi.lg.jp/kyouiku/kyouikugyousei/kyouikuiinkai/documents/torikumi_1.pdf (栃木県HPTトップ→栃木県教育委員会→トピックスから御参照ください)</p>
<p>【9-2】 雪崩事故の発生を受け、登山活動を一時中止しておりましたが、夏季休業中の登山については、十分な安全対策をした上であれば実施可能と判断し、平成29年5月15日付け学教第333号「水難事故及び登山・キャンプ等の事故防止について」により、夏季休業中の登山の承認申請の受付を再開いたしました。 各校が登山を再開するにあたっては、生徒はもとより、保護者への説明をしっかりと行うようにさせたところであり、顧問を通じて、生徒へは説明されているものと理解しております。</p>
<p>【9-3】 高体連登山専門部専門委員会及び顧問会議において、県教育委員会職員が「再発防止策の概要及びスケジュール」を説明するとともに、部員及び保護者にも説明するよう依頼しました。 また、現在大田原高校では、登山の計画前、生徒に対し山行における留意事項の説明や安全確認チェックリストの確認を通して安全対策を実施しており、顧問による下見の結果を踏まえ、保護者説明会を開催し安全対策等を説明した上で参加の同意を得ています。</p>
<p>【10-1】 保護者会での説明や、夏季休業中における登山実施通知の配布及び同意書の提出などにより、保護者からの御理解をいただいています。</p>
<p>【11-2】 雪崩事故後においては、個々の登山を実施するに当たり、その都度、保護者にも計画内容を理解していただいた上で参加承諾を取っています。</p>
<p>【12-1】 登山部のある県立学校に対し、①生徒の安全を最優先とした計画とすること、②保護者へ計画の説明をすること、③緊急時対策及び連絡体制等を整えること等の安全対策を行うよう指導するとともに、登山計画審査会において、山行ルート of 適切性、装備品の不備、緊急時の連絡体制などを厳格な審査を行うことで再開しました。 なお、夏山登山は冬山登山と比べ、気温や気象条件など山行における安全面での条件が違うこと、さらに県内登山部員の山行したいという心情面などを総合的に勘案し、冬季以外の登山の再開を判断したところであり、安易に登山の再開を行った訳ではありません。</p>

7月5日の説明会に対する再質問書に対する回答について

回 答
<p>【14-1】 【14-2】 那須雪崩事故に関しましては、現在、学校安全課を中心に事務局各課が連携し、教育委員会が一丸となって対応しておりますので、改めて対策チームを設置する予定はありません。 なお、那須雪崩事故への対応について、最終的な責任者は教育長になります。</p>
<p>【14-3】 県高体連の各専門部から大会開催要項が所管課であるスポーツ振興課に提出するとともに、スポーツ振興課を経由して学校安全課にも送付されます。スポーツ振興課と学校安全課が、それぞれ大会開催にあたっての安全管理体制をチェックしており、二重の確認体制をとっています。</p>
<p>【15-1】 県高体連では、二度と重大事故を起こさないために危機管理委員会を新設し、県教育委員会もその会務に参画し再発防止に努めております。</p> <p>危機管理委員会について 設 立：平成30年4月13日 目 的：県高体連における、高等学校体育・スポーツの安全と危機管理の徹底を図ること 構 成：各競技専門部代表、定通部代表及び学識経験者若干名（総勢42名） 活動内容：緊急対応計画及び安全確認チェックリストの整理、危機事案等の報告と課題のまとめ、その他委員会の目的達成のために必要な事業</p>
<p>【16-1】 県教育委員会では、県高体連の活動に対し、運動部活動普及強化委員会、危機管理委員会等の委員として指導・助言を行うとともに、選手派遣や大会開催について、必要な経費の補助を行っております。その中で、経費補助削減の実績はございません。</p>
<p>【18-1】 那須雪崩事故について、教員に安全配慮義務違反があったと認められることから、国家賠償法により県が賠償責任を負うものです。</p>
<p>【18-2】 県高体連は春山安全登山講習会の主催者であるため、主催者としての責任は当然あると考えております。しかし、講習会は、実質的には合同部活動であり教育活動の一環として行われたものであること、引率の教員に安全配慮義務違反があったと認められることから、国家賠償法に基づき県が賠償責任を負うとしたものです。</p>

7月5日の説明会に対する再質問書に対する回答について

回 答

【19-2】

県高体連の加盟校のみが参加できる大会については、安全対策を万全にし、今後も県高体連に主催してもらいたいと考えております。

なお、三大会（県高校総体、全国高校総体県予選会、県新人大会）については、県高体連と県教育委員会が共同主催しております。

【22-1】 【23-1】

再発防止策につきましては、那須雪崩事故検証委員会の提言に基づき、「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」として教育委員会が策定いたしました。

また、検証委員会の提言を具体化（予算化・事業化）し、平成30年2月議会において、予算の議決を得たところであります。

【24-1】

指導歴5年以上の設定については、（公社）日本山岳・スポーツクライミング協会における、上級指導員になるための講習受講要件（無雪期の登山経験5年以上）を参考としており、質問30-1に回答する項目等の習得を主引率者となり得る要件としております。

また、主引率者となり得る要件を満たす研修の受講については、質問27-1の回答を御参照ください。

なお、登山アドバイザーを帯同せず、教員のみで引率できるかどうかについては、登山計画審査会で審査の上、最終的に判断いたします。

【26-1】

アドバイザーの帯同なしに引率できる要件に必須とされる研修会等はありません。

登山を実施する山やルート、引率者の力量、参加生徒数に応じ、アドバイザー帯同の要否については、登山計画審査会において審査することとしております。

しかし、次の県教育委員会主催の研修会は、指導者養成のために有効であることから、県内の登山部顧問等の先生方には原則として参加するよう案内しております。また、研修会の目的、必要性については次のとおりです。

①登山部新任顧問等研修会（目安として顧問1年目から3年目対象）

〔目的〕 新任顧問及び経験の浅い顧問向けに、登山に関する知識や技術、部活動指導の在り方等、高等学校登山部顧問としての基礎知識を習得させる

〔必要性〕 これから登山部顧問を務めるにあたっての、必要な知識や役割の習得

②登山部顧問等研修会（全顧問対象 ただし、①に該当する顧問についてはその限りではない）

〔目的〕 最新の登山に関する知識・技術及び、危険に対する対処法等の知識習得（実技等を含む）

〔必要性〕 登山部顧問としての資質向上及び危機管理に関する知識の向上

③生徒と顧問による登山研修会（全顧問、生徒対象）

〔目的〕 県内の登山部生徒及び顧問が一堂に会し、交流しながら改めて安全登山について考える

〔必要性〕 事故の風化防止及び安全登山に向けた意識の向上

④登山指導者講習会（全顧問対象）

〔目的〕 安全登山の基本や活動中の留意事項、過去の事件事例の発生原因と対策など、登山への理解を深める

〔必要性〕 安全登山の理解及び登山指導者の資質向上、登山部顧問と県内登山関係者との連携

7月5日の説明会に対する再質問書に対する回答について

回答

【27-1】

那須雪崩事故検証委員会による報告書において指摘のあった事故発生の要因（a.計画全体のマネジメント及び危機管理意識の欠如、b.雪崩のリスクに関する理解不足、c.正常化の偏見（正常性バイアス）、d.マンネリズム（形骸化）の4項目）について、以下に記載した、国立登山研修所等が主催する①～⑤の講習会・研修会等においては、a～dの4項目についての改善内容が多く盛り込まれていることから、「要件に必須とされる研修会・講習会」に、次の①～⑤いずれかの受講を義務づけ、登山部顧問の再発防止への意識を高めることが必要と考えております。

なお、教員の過重な義務付けに関する御意見につきましては、真摯に受け止めまして、今後継続して無理のない指導者養成を検討していきたいと思っております。

【国立登山研修所主催の講習会】（H30実績）

①高等学校等登山指導者夏山講習会（2泊3日：国立登山研修所）

〔内容〕登山の基本・プランニングの講義、行動計画・装備の確認等の班別研修、歩行技術・読図・荒天・緊急時対策・生活技術・生徒を安全に引率するための知識や技術に関する総合研修

②安全登山サテライトセミナー（1泊2日：国立オリンピックセンター）

〔内容〕プランニング・山岳の自然とリスク・登山者育成・リスクマネジメント・ナビゲーション・登山医学等についての講義

③安全登山講師講習会（1泊2日：国立登山研修所）

〔内容〕これからの登山教育についてのパネルディスカッション、PDCA登山計画についての講義、プランニング・リスクマネジメントについての模擬講習会、登山のリスク・そのマネジメントの講義、プランニング・リスクマネジメントの立案についてのグループワーク

④積雪期登山基礎講習会（2泊3日：国立登山研修所）

〔内容〕高校生を登山に引率するとは・冬山の気象・積雪と雪崩に関する講義、雪山の歩行技術・登山の宿泊・積雪調査・雪山での緊急時対策等の実技研修

【スポーツ庁主催の協議会】

⑤全国山岳遭難対策協議会（1日：文部科学省）

〔内容〕多数遭難者が発生した山岳救助活動・平成29年度における山岳遭難の概況等の報告・遭難者発見実例等の講演、遭難対策のワークショップ・登山界の現状と遭難事故の講義・グループワーク

【28-1】

別添1のとおりです。

【29-1】

登山アドバイザーの帯同を「必須」とせず、「推奨」としているのは、山行（ルート）のみで帯同の要否を判断しないためであり、登山計画審査会において本当に必要なものかどうかを最終的に判断するためです。

なお、登山アドバイザー帯同の要否についての主な判断基準は、質問32-1の回答と同様です。

7月5日の説明会に対する再質問書に対する回答について

回答

【30-1】

登山計画審査会委員の意見を踏まえ、【24-1】に示した5年という年月において、以下の項目等を学ぶことで、主引率者になり得ると判断いたしました。

- ・副引率者としての引率経験の積み上げ
- ・主引率者と副引率者の協力態勢の確立と理解
- ・研修等参加による登山技術等の向上
- ・研修等参加によるリーダー（引率責任者）としての役割の理解
- ・安全登山への研鑽

なお、繰り返しになりますが、登山アドバイザーを帯同せず、教員のみで引率できるかどうかについては、県内外を問わず登山計画審査会で審査の上、最終的に判断いたします。

【31-1】

ガイドラインの策定と同時に別添2のとおり明示する予定です。

また、ガイドラインにおける登山アドバイザー推奨ルートの変更等があった場合には、継続してお知らせいたします。

【32-1】

登山アドバイザーの帯同要否の主な基準は以下の項目等となります。

- ・登山が実施される山（グレーディング、難易度）
- ・山行ルート及びタイム設定
- ・山行時期
- ・過去の山行実施の有無（同引率者における同山行の経験）
- ・引率者の顧問歴及び山行歴
- ・引率者の資格及び研修会等受講歴（国、県、連盟等）
- ・引率者数
- ・引率する生徒人数

これらを総合的に判断し、登山計画審査会において決定する予定です。

【33-1】

現在マニュアルに記載されている各競技の競技特性、想定される事故事例と予防策、安全確認チェックリストは各競技会を行う上で最低限必要な項目であると考えます。

【36-1】

各競技団体とは、例えば山岳に関していえば栃木県山岳・スポーツクライミング連盟のことであり、中央競技団体とは、（公財）日本山岳・スポーツクライミング協会のことです。

【36-2】

危機管理マニュアルの雪崩の記述に関しては、全国地すべり崖崩れ対応協議会の「雪崩対応安全ハンドブック」、政府広報オンラインの内容を参考に作成しています。

7月5日の説明会に対する再質問書に対する回答について

回 答
<p>【37-1】 危機管理マニュアルの加筆・修正等にかかる検討につきましては、危機管理委員会の開催時に行う予定となっております。今年度につきましては、第3回目となる危機管理委員会を2月中に開催する予定になっており、次年度につきましては年間4回開催される予定となっております。</p>
<p>【38-1】 各県立学校においては、ヒヤリハット事例の把握を行い、安全対策を図っているところですが、今後、教育委員会で各校での事例を収集、分析し、その結果を各校に提供することで、未然防止に繋げていきたいと考えております。 また、県高体連等では、熱中症をはじめヒヤリハット事例の収集を行っており、今後も事例の把握に努めていくこととしております。</p>
<p>【39-1】 今年の夏、生徒の救急搬送事例において、顧問が処分された事例はありません。</p>
<p>【39-2】 大会等の開催にあたっては、主催者側は熱中症予防の対策を十分にとっており、故意に生徒たちを危機に晒すことはいたしておりません。 大会当日に急に暑くなり、生徒が体調を崩すことも予想し、安全管理を行うようにしております。</p>
<p>【39-3】 大会等を開催するにあたっては、安全対策に万全を期して行っていくことが重要であるため、今後も関係する県高体連等と協力し、安全な大会等の運営に努めて参ります。</p>
<p>【40-1】 【44-2】 冬季特有のリスクを抱える冬山登山の実施については、雪上活動訓練も含め、実施を認めないとしたところであり、当該冬山登山を除けば、他の季節と同様に適切な安全対策の下で学校教育活動において実施し得るものと考えております。</p>
<p>【41-1】 【41-2】 ガイドラインは県教育委員会が策定者となりますが、その策定に当たっては、山岳関係の専門家等に議論いただきました。その上で、積雪期がないとして冬季における登山の実施を認める山及び山行ルートを別添3のとおり、具体的に示すこととしています。</p>

7月5日の説明会に対する再質問書に対する回答について

回 答
<p>【42-1】 冬山登山を含め、全国各地での登山経験が豊富にある山岳関係の団体のメンバーや生徒の引率経験のある全国及び県高体連登山専門部の代表等で構成する登山計画審査会において、本県の実情等を踏まえた議論を行い、最終的には県教育委員会が冬季においても登山の実施を認める山及び山行ルートを明らかにした上で冬季における登山を認めることとしました。</p>
<p>【43-1】 御指摘のとおり、ガイドラインにおいて具体的な山域とルートを示します。</p>
<p>【43-2】 具体的な山域とルートを示します。</p>
<p>【44-1】 ガイドライン策定の際にはその実施及び遵守について教育長名通知として各県立学校長宛て発出を予定していることから、各学校及び教職員はその内容の遵守義務があります。 遵守違反の程度が著しい場合には職務命令違反となり処分の対象となります。</p>
<p>【45-1】 【45-2】 雪上活動訓練を本県県立学校の学校教育活動において対応すべきかどうか、また、対応が可能かどうかといった観点から、登山計画審査会での議論も踏まえ検討した結果、学校教育活動において行うべきものではないとして結論づけたものです。</p>
<p>【46-1】 登山計画審査会は、登山の知識や経験が豊富な山岳の有識者や高校の部活動での引率経験も多数ある県高体連登山専門部委員等で組織されており、登山特有のリスク等を踏まえた雪上活動訓練の是非を検討するのに適切と考えたからです。 なお、登山計画審査会設置要綱においても「登山の安全確保を期する上で審査会における検討等が必要と教育長が認める事項に関すること」が所掌事項ととされています。</p>
<p>【51-1】 御理解のとおりです。 学校教育活動としての実施は禁止しましたが、生徒個人が保護者の同意を得た上で、高いレベルの活動を行うことを妨げるものではありません。</p>

7月5日の説明会に対する再質問書に対する回答について

回 答
<p>【50-1】 【52-1】 【52-2】 講師の選定基準は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立登山研修所にて開催される講習会等において、講師を務める（経験者含む）有識者 ・ 全国規模の研修会及び講習会において講師を務める（経験者含む）有識者 ・ 大学教授、准教授等（講義） ・ 県山岳・スポーツクライミング連盟所属の専門的な知識を持つ有識者（他県連盟等含む） ・ 山岳救助隊等の専門家
<p>【57-1】 県立学校が安全に登山を実施するための取扱方針や考え方、留意点を明確にするとともに、安全登山に必要な登山計画を適正に作成するための記載事項等を示した手引書となります。 なお、ガイドラインは、学校管理規則を踏まえた教育長通知となることから、各県立学校及び教職員はその内容の遵守義務があります。 遵守違反の程度が著しい場合には職務命令違反となり処分の対象となります。</p>
<p>【57-2】 学校教育活動は生徒に対する教育的観点から必要なものを行うものであり、必ずしも生徒等の希望のみで行うものではありません。 このため、本県において雪上活動訓練を実施することが適切かどうかについて、年度当初からその是非を検討してきたものです。 結果、本県県立学校においては雪上活動訓練は実施しないと結論づけたものです。</p>
<p>【58-1】 【59-1】 現在検討を進めているところですので、御理解ください。</p>
<p>【60-1】 校長、教頭、安全教育・安全管理担当者に対しては、安全管理・危機管理研修、安全教育指導者研修などを通じ、学校安全に関する理解を深めさせるとともに、研修を受けた者以外へも受講者から周知を行うようにさせています。 特に、ガイドラインについては、登山部顧問等を対象とした研修会等の機会を捉え、ガイドラインの遵守を徹底していくこととします。</p>
<p>【61-1】 校長など管理職が年度末で定年退職となるか否かに関わらず、不祥事や事故が発生した場合には、事実関係を調査し、地方公務員法に基づいて適切に対応して参ります。</p>
<p>【62-1】 【62-2】 同様の事故による処分事例がなかったため、処分については、事故の内容を精査し、十分に時間をかけて慎重に検討いたしました。検討に当たっては、質問62-2の①～⑤も考慮した上で、本件事故には、故意性が見られないことなどから、総合的な判断により処分を決定いたしました。</p>

〔別添1〕

NO	高校	氏名	国立登山研修所等主催の講習受講歴	登山歴	顧問歴	引率責任者の条件有無	
1	宇都宮		㊸高等学校等安全登山指導者夏山研修会	県内各山、前穂高岳、焼岳、北岳、地藏岳、金峯山、瑞牆山	7年	有	
2			㊸全国山岳遭難対策協議会 ㊸高等学校等安全登山指導者研修会	県内各山、前穂高岳、焼岳、北岳、地藏岳、金峯山、瑞牆山	25年	有	
3				県内各山、前穂高岳、焼岳、北岳、地藏岳、金峯山、瑞牆山	5年		
4	宇都宮女子		㊸全国山岳遭難対策協議会 ㊸高等学校等安全登山指導者夏山研修会	仙丈ヶ岳、甲斐駒ヶ岳、燕岳、大天井岳、日光白根山	9年	有	
5			㊸安全登山普及指導者中央研修会	仙丈ヶ岳、甲斐駒ヶ岳、燕岳、大天井岳	4年		
6				仙丈ヶ岳、甲斐駒ヶ岳、燕岳、日光白根山	15年		
7	宇都宮中央女子 (活動休止中)		㊸安全登山普及指導者中央研修会 ㊸全国山岳遭難対策協議会 ㊸山岳「指導員」養成講習会	那須茶臼岳、安達太良山、赤薙山、日光白根山、高原山、古賀志山、庚申山、甲斐駒ヶ岳、仙丈ヶ岳、立山	7年	有	
8				古賀志山	3年		
9				なし	1年		
10	宇都宮白楊		㊸高等学校等安全登山指導者夏山研修会	白根山、庚申山、安達太良山、会津駒ヶ岳、穂岳	6年	有	
11				那須、白根山、安達太良山	3年		
12				なし	6年		
13	今市工業 (活動休止中)	「常勤講師」		古賀志山	2年		
14	石橋		㊸全国山岳遭難対策協議会	南北アルプス	9年	有	
15			「常勤講師」		両崖山	1年	
16	栃木		㊸安全登山普及指導中央研修会	長野白馬岳、尾瀬至仏山、日光白根山、那須岳、福島安達太良山	2年		
17				なし	1年		
18				福島安達太良山	2年		
19	栃木女子		㊸安全登山普及指導者中央研修会 ㊸安全登山サテライトセミナー	北アルプス立山、北アルプス大日岳、日光白根山、上越妙高山、上越火打山、日光赤薙山、甲斐駒ヶ岳、甲斐仙丈ヶ岳、上州武尊山、会津磐梯山、日光男体山	5年	有	
20			㊸安全登山サテライトセミナー	日光白根山、上越妙高山、上越火打山、日光赤薙山、甲斐駒ヶ岳、甲斐仙丈ヶ岳、上州武尊山、会津磐梯山、日光男体山	4年		
21				県内各山城	11年		
22			「常勤講師」		甲斐駒ヶ岳、甲斐仙丈ヶ岳、北アルプス立山、北アルプス大日岳	6年	
23			森戸 重臣		上州武尊山、日光男体山	3年	
24			前田 幸男		会津磐梯山	6年	
25	足利		㊸安全登山普及指導中央研修会 ㊸全国山岳遭難対策協議会 ㊸全国山岳遭難対策協議会	鳴虫山、甲斐駒ヶ岳、八ヶ岳、谷川岳、鳳凰三山	7年	有	
26				鳴虫山、甲斐駒ヶ岳	2年		
27	足利工業		㊸安全登山普及指導中央研修会 ㊸全国山岳遭難対策協議会 ㊸高等学校等安全登山指導者研修会	トムラウシ山、朝日岳、谷川岳、八ヶ岳	18年	有	
28				北アルプス(鹿島槍)、谷川岳	15年		
29	真岡		㊸高等学校等安全登山指導者研修会	立山、会津駒ヶ岳、高原山、赤薙山	7年	有	
30			「常勤講師」		立山	3年	

〔別添1〕

NO	高校	氏名	国立登山研究所等主催の講習受講歴	登山歴	顧問歴	引率責任者の条件有無
31	真岡女子		㊸安全登山普及指導者中央研修会 ㊹高等学校等安全登山指導者研修会	蝶ヶ岳・常念岳・大天井岳、槍ヶ岳、聖岳・上河内岳、白馬岳、立山(雄山・浄土山)、甲斐駒ヶ岳・仙丈岳、富士山、武尊山、箱根山城(三国山・金時山・神山)、安達太良山、会津駒ヶ岳、毛無山・上蒜山・下蒜山、鋸山、県内各山	6年	有
32				日光白根山、那須岳	3年	
33				安達太良山、那須岳	5年	
34				日光白根山、那須岳	2年	
35				日光霧降高原	1年	
36	大田原	「常勤講師」	㊸安全登山普及指導者中央研修会	北アルプス(槍ヶ岳、北穂高岳、白馬岳)、富士山、安達太良山、会津駒ヶ岳、筑波山、丹沢山、雲取山、県内各地	5年	有
37				県内各地、安達太良山	2年	
38	矢板東		㊸安全登山普及指導者中央研修会 ㊹全国山岳遭難対策協議会 ㊺高等学校等安全登山指導者研修会	尾瀬、甲斐駒ヶ岳、仙丈ヶ岳、奥穂高岳、槍ヶ岳	12年	有
39				㊻全国山岳遭難対策協議会	槍ヶ岳、奥穂高岳、谷川岳、常念岳	6年

登山アドバイザーの帯同を推奨する山と主な山行ルートについて

【県内】

エリア	山名	主な山行ルート（主要地点）
県西地域 〔日光〕	1 根名草山	金精峠…湯泉ヶ岳…根名草山…加仁湯…女夫淵温泉

【県外】

エリア	山名	主な山行ルート（主要地点）
尾瀬	1 至仏山	鳩待峠…山ノ鼻…至仏山…小至仏山…鳩待峠
	2 燧ヶ岳	鳩待峠…山ノ鼻…見晴…柴安窟…俎窟…尾瀬御池
上州	3 武尊山	武尊牧場キャンプ場…武尊避難小屋…武尊山…武尊避難小屋…武尊田代…武尊牧場キャンプ場
北アルプス	4 白馬岳	猿倉…白馬尻…頂上宿舎…杓子岳…鑓ヶ岳…白馬岳…三国境…白馬大池…母池ヒュッテ
	5 奥大日岳	室堂…新室堂乗越…奥大日岳…大日小屋…大日岳…大日小屋…奥大日岳…新室堂乗越…室堂
	6 立山	室堂…浄土山…一ノ越…雄山…大汝山…別山…別山乗越…室堂
	7 薬師岳	室堂…一ノ越…雄山…一ノ越…浄土山南峰…五色ヶ原…鷲山…越中沢岳…スゴ乗越小屋…薬師岳…太郎平…折立
	8 劔岳	室堂…別山乗越…劔沢キャンプ場…劔山荘…劔岳…劔山荘…劔沢キャンプ場…別山乗越…室堂
	9 大天井岳・燕岳	中房温泉…合戦小屋…燕山荘…燕岳…燕山荘…大天井岳…燕山荘…合戦小屋…中房温泉
	10 奥穂高岳	上高地バスターミナル…徳沢…横尾山荘…濁沢ヒュッテ…穂高岳山荘…奥穂高岳…穂高岳山荘…濁沢ヒュッテ…横尾山荘…徳沢…上高地バスターミナル
	11 常念岳・燕岳	中房温泉…合戦小屋…燕山荘…燕岳…燕山荘…大天井岳…常念小屋…常念岳…蝶ガ岳…長堀山…徳沢…上高地
	12 前穂高岳	上高地バスターミナル…焼岳小屋…焼岳北峰…焼岳小屋…小梨平…岳沢小屋…前穂高岳…岳沢小屋…小梨平…上高地バスターミナル
	13 槍ヶ岳・北穂高岳	上高地バスターミナル…徳沢…横尾山荘…天狗原分岐…槍ヶ岳山荘…槍ヶ岳…槍ヶ岳山荘…横尾山荘…濁沢小屋…北穂高岳…濁沢小屋…横尾山荘…徳沢…上高地バスターミナル
14 槍ヶ岳	新穂高温泉…穂高平小屋…奥穂高登山口…槍平小屋…千丈沢乗越分岐…槍ヶ岳山荘…槍ヶ岳…槍ヶ岳山荘…大喰岳…中岳…大喰岳…槍ヶ岳山荘…グリーンバンド…天狗原分岐…水俣乗越分岐…槍沢ロッジ…一ノ俣…横尾…徳沢…明神…上高地	
南アルプス	15 甲斐駒ヶ岳・仙丈ヶ岳	北沢峠…双児山…駒津峰…甲斐駒ヶ岳…駒津峰…仙水峠…長衛小屋…北沢峠…大滝ノ頭…小仙丈ヶ岳…仙丈ヶ岳…仙丈小屋…馬ノ背ヒュッテ…大平山荘…北沢峠
	16 北岳	広河原…大樺沢二俣…小太郎尾根分岐…肩ノ小屋…北岳…小太郎尾根分岐…大樺沢二俣…広河原
	17 北岳・地藏岳	広河原…白鳳峠…地藏岳…白鳳峠…広河原…大樺沢二股…八本歯のコル…北岳…八本歯のコル…大樺沢二股…広河原

エリア	山名	主な山行ルート（主要地点）
南アルプス	18 北岳・ 間ノ岳・ 農鳥岳	広河原…大樺沢二俣…八本歯のコル…北岳…北岳山荘…間ノ岳…農鳥岳…大門 沢下降点…大門沢小屋…奈良田温泉
	19 聖岳	易老渡…聖光小屋…薊畑分岐…小聖岳…聖岳…小聖岳…薊畑分岐…聖平小屋… 横窪沢分岐点…茶臼岳…希望峰…易老岳…光岳…易老岳…易老渡
八ヶ岳	20 赤岳	稲子湯…みどり池…本沢温泉…夏沢峠…硫黄岳…横岳…赤岳…横岳…硫黄岳… 夏沢峠…本沢温泉…みどり池…稲子湯
	21 "	観音平…編笠山…青年小屋…権現岳…キレット小屋…赤岳…横岳…硫黄岳…横 岳…赤岳…キレット小屋…権現岳…青年小屋…編笠山…観音平
上信越	22 谷川岳	土樽…茂倉避難小屋…茂倉岳…一ノ倉岳…谷川岳…熊穴沢避難小屋…天神平… 土合口
	23 "	土合口…西黒尾根…谷川岳…一ノ倉岳…茂倉岳…蓬峠…七ツ小屋山…白崩避難 小屋…朝日岳…白毛門…土合駅
	24 火打山・ 妙高山	笹ヶ峰キャンプ場…黒沢渡渉点…富士見平…火打山…影火打…火打山…高谷池 ヒュッテキャンプ場…黒沢池ヒュッテ…大倉乗越…妙高山…大倉乗越…黒沢池 ヒュッテ…富士見平…黒沢渡渉…笹ヶ峰キャンプ場
東北	25 会津駒ヶ岳	滝沢橋…登山口…水場…駒の小屋…駒ヶ岳…駒の小屋…水場…登山口…滝沢橋
	26 吾妻連峰	浄土平…吾妻小富士…浄土平一姥ガ原…東吾妻山…姥ガ原…谷地平…東大嶺… 弥兵衛平小屋…中大嶺…西吾妻山…若女平…白布温泉
奥秩父	27 金峰山	みずがき山荘…富士見平小屋…大日小屋…金峰山…大日小屋…富士見平小屋… みずがき山荘
南関東	28 富士山	富士宮口（五合目）…八合目…山頂…御殿場口新五合目
	29 "	富士宮口（五合目）…七合目…九合目…山頂…須走口新五合目

冬季における登山の実施を認める山行ルートについて

【県内】

エリア	山名	山行ルート（主要地点）
県央地域 〔宇都宮〕	1 古賀志山	宇都宮森林公園…北登山口入口…富士見峠…古賀志山…御岳…南登山口入口…展望台…宇都宮森林公園
	2 篠井富屋連峰	下篠井登山口…榛名山…男山…本山…飯盛山…高館山…黒部山…兜山…中徳次郎登山口
県南地域 〔足利、栃木、佐野〕	3 仙人ヶ岳	松田湖畔キャンプ場…赤雪山…仙人が岳…赤雪山…松田湖畔キャンプ場
	4 両崖山	足利高等学校…両崖山…雷電山分岐…雷電山…足利高等学校
	5 両崖山・天狗山・大岩山	常念寺…天狗山…両崖山…大岩山…両崖山…織姫神社
	6 唐沢山	堀米駅…山道入口…見晴小屋…唐沢山神社…京路戸峠…多田駅
	7 妙義山・大小山	阿夫利神社…大岩…妙義山…大小山…見晴台…阿夫利神社
	8 三毳山	東口…青竜ヶ岳…山頂広場…中岳…南口
	9 太平山・晃石山	あじさい坂下…謙信平…太平山神社…太平山…ぐみの木峠…晃石山…清水寺…大中寺…あじさい坂下
県西地域 〔鹿沼〕	10 高鳥屋山	出会いの森総合キャンプ場…男体神社…大沢山…高鳥屋山（八滝神社）…御陵岩…高鳥屋山…出会いの森総合キャンプ場
県東地域 〔益子、大田原〕	11 雨巻山	大川戸…足尾山…御嶽山…猪転げ坂…雨巻山…三登谷山…大川戸
	12 御亭山	田町公園駐車場…岡沢ポッチ…御亭山頂上…岡沢ポッチ…田町公園駐車場

【県外】

エリア	山名	山行ルート（主要地点）
茨城県	1 難台山	岩間…愛宕山…団子石峠…難台山…道祖神峠…吾国山…福原
	2 筑波山	薬王院登山口…道標…男体山御本殿…女体山御本殿…つづじヶ丘駅…ケーブルカー一登山口